

## 【育成環境課關係】



「放課後児童健全育成事業等の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>放課後児童健全育成事業等の実施について</p> <p>標記については、平成19年3月30日付け18文科生第587号、雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」により実施されているが、平成26年度より別紙「放課後児童健全育成事業等実施要綱」を定め、平成26年4月1日より実施することとする。 なお、都道府県知事におかれては、貴職より管内市町村長に対して周知をお願いする。</p>	<p>雇児発0401第14号 平成26年4月1日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 殿</p> <p>各 中核市市長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>放課後児童健全育成事業等の実施について</p> <p>標記については、平成19年3月30日付け18文科生第587号、雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」により実施されているが、平成26年度より別紙「放課後児童健全育成事業等実施要綱」を定め、平成26年4月1日より実施することとする。 なお、都道府県知事におかれては、貴職より管内市町村長に対して周知をお願いする。</p>

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>放課後児童健全育成事業等実施要綱</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類  <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 放課後児童健全育成事業 【別添1】</li> <li>(2) 放課後子ども環境整備事業 【別添2】</li> <li>(3) 放課後児童クラブ支援事業 (障害児受入推進事業) 【別添3】</li> <li>(4) 放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ運営支援事業) 【別添4】</li> <li>(5) 放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ送迎支援事業) 【別添5】</li> <li>(6) 放課後児童支援員等処遇改善事業 【別添6】</li> <li>(7) 障害児受入強化推進事業 【別添7】</li> <li>(8) 放課後児童支援員等適正配置推進事業 【別添8】</li> </ul> </p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添8の定めによること。</p>	<p>別紙</p> <p>放課後児童健全育成事業等実施要綱</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類  <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 放課後児童健全育成事業 【別添1】</li> <li>(2) 放課後子ども環境整備事業 【別添2】</li> <li>(3) 放課後児童クラブ支援事業 (ボランティア派遣事業) 【別添3】</li> <li>(4) 放課後児童クラブ支援事業 (障害児受入推進事業) 【別添4】</li> <li>(5) 放課後児童指導員等資質向上事業 【別添5】</li> </ul> </p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～5の定めによること。</p>

改正後	現行
<p>別添1 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨  <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により居間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に遊ばせ、生活の場を与えて、主体的な遊びや生活が可能なよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体  <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</u>  <u>なお、本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第17号）（以下「改正省令」という。）で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。</u></p> <p>3 対象児童  <u>対象児童は、法第6条の3第2項及び基準に基づき、保護者が労働等により居間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。）</u>  <u>なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害などとも対象となること。</u></p> <p>4 規模  <u>基準第10条第2項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</u>  <u>なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、おおむね40人以下とする児童の数に関する基準</u></p>	<p>別添1 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨  <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により居間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切に遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体  <u>実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）</u>、<u>社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）とする。</u></p> <p>3 対象児童  <u>対象児童は、法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により居間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童とし、その他に健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができること。（以下「放課後児童」という。）</u></p> <p>4 規模  <u>児童の情緒の安定や事故防止を図る観点から、放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模への転換に努めること。</u></p>

改正後	現行
<p>を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合とする。</p> <p>5 職員体制 基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者を行う。）をもってこれに代えることができる。 放課後児童支援員は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p>	<p>5 職員体制 遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましいこと。</p>
<p>6 開所日数 開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間250日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がない場合には、特例として200日以上の開所でも本事業の対象とする。</p>	<p>6 開所日数 放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がない場合には、特例として200日以上の開所でも国庫補助の対象とする。</p>
<p>7 開所時間 開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。 (1) 小学校の授業の休業日（長期休暇期間）に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 (2) 小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p>	<p>7 開所時間 平日につき1日平均3時間以上開所すること。ただし、長期休暇期間などについては、放課後児童の活動状況や保護者の就労状況等を考慮し、原則として1日8時間以上開所すること。</p>
<p>8 施設・設備 (1) 小学校の余剰教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源等も活用して実施すること。 (2) 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、</p>	<p>8 施設・設備 (1) 小学校の余剰教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所、団地の集会所などの社会資源を活用して実施すること。 (2) 放課後児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。</p>

改正後	現行
<p>児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えなければならない。</p> <p>(3) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。</p> <p>(4) 専用区画並びに(2)の設備及び備品等(以下「専用区画等」という)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p> <p>9 運営内容  <u>放課後児童クラブ運営指針(平成23年政令第74号)第1条の2の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施するものであるため、活動に必要な玩具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。</u></p> <p>9 その他  <u>(1) 放課後児童クラブガイドライン(平成19年10月19日付け雇用均等・児童家庭局長通知)に定める以下の事項を踏まえて運営するよう努めること。</u></p> <p>① 放課後児童指導員の役割  ② 保護者への支援・連携  ③ 学校との連携  ④ 関係機関・地域との連携  ⑤ 安全対策  ⑥ 特に配慮を必要とする児童への対応  ⑦ 事業内容等の向上について  ⑧ 利用者への情報提供等  ⑨ 要望・苦情への対応</p> <p>(2) 利用申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。</p>	<p>(3) 放課後児童が生活するスペースについては、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましいこと。</p> <p>(4) 放課後児童が体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保することが望ましいこと。</p> <p>(5) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第1条の2の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施するものであるため、活動に必要な玩具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。</p> <p>9 その他  <u>(1) 放課後児童クラブガイドライン(平成19年10月19日付け雇用均等・児童家庭局長通知)に定める以下の事項を踏まえて運営するよう努めること。</u></p> <p>① 放課後児童指導員の役割  ② 保護者への支援・連携  ③ 学校との連携  ④ 関係機関・地域との連携  ⑤ 安全対策  ⑥ 特に配慮を必要とする児童への対応  ⑦ 事業内容等の向上について  ⑧ 利用者への情報提供等  ⑨ 要望・苦情への対応</p> <p>(2) 利用申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。</p>

改正後	現行
<p>10 留意事項</p> <p>(1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性を実施するものについては、本事業の対象とならない。</p> <p>(2) 別添2～別添8に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>(3) 改正前の「放課後児童健全育成事業等実施要綱」(平成26年4月1日付け雇児発0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添3に規定する放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業)については、平成26年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようになること。</p> <p>また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。</p> <p>(4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修の対象となるものである。</p> <p>(5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。</p>	<p>10 留意事項</p> <p>(1) 本事業は、法第6条の3第2項の規定に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性における事業を実施するものについては対象としない。</p> <p>(2) 本事業は、「子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令」(平成26年内閣府令第34号)第9号に基づき実施する、従事者の賃額の増加に必要な資金に充てるための費用については対象としない。</p>
<p>11 費用</p> <p>(1) 国は、2～10の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>なお、一の支援の単位を構成する児童数が10人未満の支援の単位については</p> <p>①山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合</p> <p>②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合</p> <p>のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>	<p>11 費用</p> <p>(1) 国は、2～10の要件を満たした次の事業(ただし、放課後児童が10人以上の場合に限る。開所日数が200～249日の場合は、放課後児童が20人以上に限る。)に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>①市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>②指定都市又は中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>

改正後	現行
<p>別添2 放課後子ども環境整備事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余剰教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる。</p> <p>3 対象事業 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余剰教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業。 ②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加に伴い、必要となる小学校の余剰教室など既存施設の改修、設備の整備・及び備品の購入を行う事業。 ③①の事業を実施する際に、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）（平成※※年※※月※※日生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定）に基づき放課後や週末等において、学校の余剰教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する場合に必要となる小学校の余剰教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事</p>	<p>別添2 放課後子ども環境整備事業</p> <p>1 趣旨 新たに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余剰教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）とする。</p> <p>3 対象事業 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な、小学校の余剰教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開設準備に必要な経費（礼金・賃借料（開設前月分））を支弁する事業。 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開設準備に必要な経費（礼金・賃借料（開設前月分））を支弁する事</p>

改正後	現行
<p>業（（1）①に該当する場合を除く。）</p> <p>②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要ない設備の整備及び備品の購入を行う事業（（1）②に該当する場合を除く。）</p> <p>③①の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（1）③に該当する場合を除く。）</p> <p>④別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要ない設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（2）①及び③に該当する場合を除く。）</p> <p>（3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</p> <p>（4）倉庫設備整備事業 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。</p> <p>4 対象事業の制限 （1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 （2）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。 （3）放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な3の（1）及び3の（2）①の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。ただし、別添1に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。</p> <p>（4）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の（1）②及び（2）②の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。この場合でも、設備の更新等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過していることを条件とする。ただし、</p>	<p>業（（1）に該当する場合を除く。）</p> <p>②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要ない設備の整備及び備品の購入を行う事業。</p> <p>（3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</p> <p>（4）倉庫設備整備事業 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。</p> <p>4 対象事業の制限 （1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 （2）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。 （3）放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な3の（1）及び3の（2）①の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。ただし、別添1に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、分割により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。</p> <p>（4）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の（2）②の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。この場合でも、設備の更新等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過していることを条件とする。ただし、 ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更</p>

改正後	現行
<p>ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合</p> <p>イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(5) 3の(1)①、3の(2)①、③及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。</p> <p>(6) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によつては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>なお、本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。</p> <p>(7) 3の(1)③、(2)③及び④の事業については、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づく市町村行動計画(以下「市町村行動計画」という。)への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。</p> <p>(8) 3の(1)①及び(2)①のうち、開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))については、別添4の放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)の国庫補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。</p>	<p>新を行う場合</p> <p>イ 受入児童数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(5) 3の(1)、3の(2)①及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。</p> <p>(6) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によつては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>なお、本事業は放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。</p>
<p>5 費用 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>5 費用 国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(2) 指定都市又は中核市が実施する事業又は助成する事業</p>

改正後

(削除)

現行

別添3 放課後児童クラブ支援事業（ボランティア派遣事業）

1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行う者へのボランティアの派遣を行うことにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施及び放課後子どもプランの推進を図るものである。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

別添1に掲げる対象児童（放課後児童）が地域の様々な人々と関わることが、児童の成長・発達に重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、以下の（1）～（4）のいずれかの事業を実施するために放課後児童健全育成事業を行う者へボランティアを派遣する。

(1) 伝承遊び等事業  
お手玉、けん玉、あやとり、民謡、太鼓、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。

(2) 自然等体験事業  
田植え、畑づくり、地域のお祭りへの参加、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。

(3) 巡回派遣事業  
障害のある児童と障害のない児童が関わり合いなど、放課後児童健全育成事業を行う上で特に配慮が必要な児童への生活指導等に関して、主として遊びを通じて放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）に対する援助を実施する事業。

(4) 長期休暇派遣事業  
長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

4 留意事項

本事業の実施に当たっては、同じ小学校で放課後児童健全育成事業と「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」（平成23年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長裁定）に基づく放課後子供教室を実施する場合には、ボランティアの効果的な活用を図ること

改正後	現行
	<p>と。</p> <p>5 費用  <u>国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとす</u>  <u>る。</u>  (1) <u>市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業</u>  (2) <u>指定都市及び中核市が実施する事業</u></p>

改正後	現行
<p>別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する。 なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等の公的機関の意見等によりこれら児童と同等の障害を有していると認められる児童とするが、柔軟に対応すること。 （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用了放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認められた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 （1）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成※※年※※月※※日雇児発※※第※※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7</p>	<p>別添4 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する指導員を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）<u>、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）とする。</u></p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する指導員を配置する。 （1）市町村が専門的知識等を有する指導員を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する指導員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用了指導員について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の指導員が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認められた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する別添5に基づく「放課後児童指導員等資質向上事業」を十分に活用するなどして、障害児対応を行う指導員の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得</p>

改正後	現行
<p>「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>(2) 障害児を5人以上受け入れている場合の障害児対応職員の人件費については、別添7に基づき障害児受入れ強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。</p> <p>5 費用  (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。  (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>	<p>に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>5 費用  国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。  (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業  (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>

改正後	現行
<p>(削除)</p>	<p>別添5 放課後児童指導員等資質向上事業</p> <p>1 趣旨  <u>放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を行うことにより、放課後児童指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体  <u>実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。</u>  <u>ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人等に委託することができるものとする。</u></p> <p>3 研修対象者  <u>(1) 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に従事する放課後児童指導員及び放課後児童健全育成事業の活動に関わるボランティアなど。</u>  <u>(2) 「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」(平成23年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長裁定)に基づき実施する放課後子供教室の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など。</u></p> <p>4 事業内容  <u>児童の安全管理、生活指導、遊びの指導及び障害児など特に配慮が必要な児童に対する指導技術に関する研修、並びに放課後子どもプランの円滑な実施や実施に当たっての留意点等に関する研修を実施するものとする。</u></p> <p>5 留意事項  <u>(1) 放課後子供教室の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子供教室及び放課後児童健全育成事業それぞれの担当者又は放課後児童指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。</u>  <u>(2) 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進し、適切な対応を図るため、研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、障害児対応を行う放課後児童指導員の資質の向上に努めること。</u></p> <p>6 費用</p>

改正後	現行
	<p>国は、都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

改正後	現行
<p>別添4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）</p> <p>1 趣旨  <u>放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行うものである。</u></p> <p>2 実施主体  <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</u></p> <p>3 対象事業  <u>別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料を支弁する事業。ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。</u></p> <p>4 対象事業の制限  <u>(1) 本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。</u>  <u>ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること。</u>  <u>イ 平成27年度以降に新たに実施する放課後児童健全育成事業であること。</u>  <u>ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載があること。</u>  <u>(2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。</u>  <u>(3) 既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。</u></p> <p>5 費用  <u>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>(2) <u>市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</u></p>	

## 別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）

(新設)

## 1 趣旨

授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を促進するものである。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

## 3 事業内容

別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。

## 4 対象事業の制限

- (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
- (2) 送迎を行うためのバス等車輦に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。

## 5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

改正後	現行
<p>別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業</p> <p>1 趣旨  <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保することともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体  <u>本事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</u></p> <p>3 事業の内容  <u>本事業は、以下の(1)及び(2)を対象とする。  なお、1つの支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。</u>  <u>(1)別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。</u>  <u>(2)別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、(1)の育成支援に加えて4(3)の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。  なお、本事業の対象となる職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。</u></p> <p>4 実施方法  <u>(1)本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10(1)の内容を満たすことを基本とする。  ただし、</u></p>	<p>(新設) (参考) 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的  <u>保育所の利用者が、就学後も引き続き、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童健全育成事業」という。)を円滑に利用できるように、18時半を超えて事業を行う者に対して追加的な費用を補助し、保育所における開所時間との乖離の縮小を図ることにより、子どもの安全・安心な居場所を確保することともに、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体  <u>本事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</u></p> <p>3 事業の内容  <u>本事業は、「子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令」（平成26年内閣府令第34号）第9号に基づき、4の(1)に定める放課後児童健全育成事業を行う者が、保護者の利用意向を反映して開所時間を延長することにより、放課後児童健全育成事業に従事する者（以下「事業に従事する者」という。）の賃金額の増加に必要な経費に充てるための費用の一部を補助するものとする。</u></p> <p>4 実施方法  <u>(1)本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、以下の内容により運営すること。  ① 放課後児童健全育成事業を実施する者であり、別に定める「放課</u></p>



現 行	改 正 後
	<p>どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。</p> <p>(3) 3の(2)の事業の対象となる事業に従事する常勤職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。なお、⑥については、必要に応じて行う場合に従事すること。</p> <p>① 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。</p> <p>② 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他の地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。</p> <p>③ 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。</p> <p>④ 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。</p> <p>⑤ 子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等と関係機関と検討・協議して適切に対応すること。</p> <p>⑥ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。</p> <p>5 対象事業の制限等</p> <p>(1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。</p> <p>(2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、本事業の対象とならない。</p> <p>また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において</p>
<p>5 対象となる事業に従事する者の範囲等</p> <p>(1) 4の(1)の要件を満たす放課後児童健全育成事業を行う者に従事する者（非常勤を含む。）であること。</p> <p>(2) 本事業により、実際に支払われる賃金の額を増加させる事業に従事する者の範囲や賃金を改善する具体的な内容については、実情に応じて各実施主体が決定すること。</p> <p>ただし、本事業の目的に鑑み、法人の経営に携わる役員など対象児</p>	

改正後	現行
<p>決定するものとする。</p> <p>(3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。 ただし、業績等に依り変動した場合については、この限りではない。 該要因により変動した場合については、この限りではない。</p> <p>(4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。</p> <p>6 費用</p> <p>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>	<p>童の援助を直接行わない者については、本事業の対象としないこと。</p> <p>(3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。 ただし、業績等に依り変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1) 本事業は、放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては対象としないこと。</p> <p>(2) 虚偽又は不正の手段により、本事業の補助を受けた場合には、既に補助された額の一部又は全部について返還を命ずること。</p> <p>7 費用</p> <p>(1) 本事業の実施に要する費用については、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならないものとする。</p> <p>(3) 本事業には、事業に従事する者の賃金額の増加に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとする。 なお、本事業の実施に要する費用以外の放課後児童健全育成事業運営に要する費用については、別に定める「放課後児童健全育成事業等の国庫補助について」（平成26年4月1日付け厚生労働事務次官通知）の別紙「放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱」に基づき、別途交付申請すること。</p>

改正後	現行
<p>別添7 障害児受入強化推進事業</p> <p>1 趣旨  <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、5人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体  <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</u></p> <p>3 事業内容  <u>別添1に基づき放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、5人以上の障害児の受入れを行う場合に、別添3に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）による放課後児童支援員の配置に加えて、以下の(1)～(3)のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名以上配置する。</u>  <u>なお、障害児の対象については、別添3と同様とする。</u>  (1) 市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置  (2) 放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出  (3) 放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた。又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項  (1) 別添3に基づき放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の対象となっていること。  (2) 本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成※※年※※月※※日</p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>付け雇児発※※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>5 費用</p> <p>(1)国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2)市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>	

## 別添8 小規模放課後児童クラブ支援事業

(新設)

## 1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

## 3 事業内容

別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。

## 4 実施方法

本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10（1）及び11（1）の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は19人以下を要件とする。

## 5 留意事項

（1）本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の放課後児童健全育成事業所における2人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費（1人目の人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。

（2）別添2～別添7に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。

## 6 費用

（1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

改正後	現行
<p>(2) <u>市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</u></p>	

(案)

番 号  
平成27年\*\*月\*\*日

各 都道府県知事 殿

内閣府事務次官

子ども・子育て支援整備交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成27年4月1日より適用することとされたので通知する。

## 別 紙

### 子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（案）

#### （通 則）

第1条 子ども・子育て支援整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### （交付の目的）

第2条 この交付金は、市町村が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブの整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図ることを交付の目的とする。

#### （定 義）

第3条 この要綱において「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項第2号に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための建物をいう。

4. この要綱において、放課後児童クラブの「整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整 備 内 容
創 設	新たに放課後児童クラブを整備すること。
改 築	既存放課後児童クラブの改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡 張	既存放課後児童クラブの延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	既存放課後児童クラブについて、平成25年5月15日雇児発第0515第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子ども・子育て支援整備交付金における取扱いについて（以下「通知」という。）」の第※により整備すること。
応急仮設施設整備	通知の第※により整備すること。

(交付の対象)

第5条 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 市町村（特別区を含む。）が設置する第3条に定める放課後児童クラブの整備
- (2) 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する第3条に定める放課後児童クラブの整備に対して行う補助

ただし、(1)又は(2)に該当する場合であっても、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第9条第2項に規定する専用区画に関する基準（おおむね1.65平方メートル以上）を満たしていない場合、市町村が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているとみなされているものに限る。

(交付金の対象外)

第6条 この交付金は、次に掲げる費用については交付金の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 門、圍障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (4) 賃借料その他整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第7条 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市町村が放課後児童クラブの整備を行う場合

別表1（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号。以下「南海トラフ法」という。）第12条第1項の規定により定められた津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合は、別表第2）の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

- (2) 市町村が社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合  
(1)に定める方法と同様の方法（ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。）により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(交付の条件)

第8条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 市町村が放課後児童クラブの整備を実施する場合

ア 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物等の用途

ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

エ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式10により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、内閣総理大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式4の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2項の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの長い日まで保管しておかなければならない。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 市町村が社会福祉法人等に対して、この交付金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。

ア (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ及びシに掲げる条件

この場合において、「内閣総理大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの長い日まで保管しておかななければならない。

エ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙※により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(3) (2)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(4) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

#### (申請手続)

第9条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、別紙様式1による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村から前項の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式2により、毎年度8月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

第10条 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、前条に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

#### (交付決定)

第11条 この交付金の交付の決定は、次により行うものとする。

- (1) 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到着した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対して別紙様式3により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知するものとする。
- (3) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第12条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(状況報告)

第13条 放課後児童クラブ整備に係る工事に着工したときは、別紙5の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙6の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに内閣総理大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、別紙様式7による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(第8条(1)ウ又は(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から前項の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめの上、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙様式8による報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

第15条 都道府県知事は、内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し、別紙様式9により、速やかに確定の通知を行うこと。

(交付金の返還)

第16条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第17条 特別の事情により、第7条、第9条、第10条及び第14条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1

## 算 定 基 準

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費
施設整備費	創設及び改築	本体工事費	24,427千円  ただし、平成25年5月15日雇児発0515第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブ整備費における施設整備の取扱いについて（以下「通知」という）の第1による、放課後子ども総合プラン（平成26年7月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合。  48,859千円  一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）
	拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
		特殊附帯工事費	14,700千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合。 1,296千円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合。 1,930千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 4 大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費



内閣総理大臣 殿

市 町 村 長

印

平成 年度子ども・子育て支援整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 3 事業計画 別紙(2)のとおり  
市町村が、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町村へ提出された申請書の事業計画の副本(別紙(2)の様式を準用すること)を添付すること。

(添付資料)

- (1) 市町村及び設置主体のの歳入歳出予算(見込)書抄本
- (2) その他参考となる資料

## 子ども・子育て支援整備交付金申請額算出内訳

(整備区分:創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備)

(放課後児童クラブの名称)

区分	総事業費 A	対象経費の 実支出 (予定)額 B	寄付金 その他の 収入 C	差引額 (A-C) D	算定基準 による 算定額 E	選定額 F	国庫補助 基準額 G	交所 要額 H	金額 円
工事費									
工務費									
解体撤去・仮施設整備費									
特殊附帯工事									
(小計)									
その他の工事費									
合計									

(注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。

2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。

3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
(工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)

4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。

5 H欄には、G欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

## 事 業 計 画

### 1 整備対象放課後児童クラブの概要

(1)放課後児童クラブの名称

(2)所在地

(3)事業の目的及び効果

(4)放課後児童クラブの設置主体及び経営主体

(5)利用(1日当たり予定)人員 \_\_\_\_\_ 人

### 2 交付金に係る事業計画

(1)放課後児童クラブの規模及び構造

ア 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

ウ 整備の区分

(創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設整備の別)

(解体撤去整備の有無)

(仮設施設整備の有無)

(特殊附帯工事の有無)

(初度設備の有無)

エ 建物の面積 建設面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延べ床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

オ 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)

(注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること。(複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設ごとの面積を明らかにしたものであること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2)交付金内訳

ア 工事費	円	(1m <sup>2</sup> 当たり _____ 円)
イ 工事事務費	円	
ウ (小計)	円	
エ その他の工事費	円	
オ 解体撤去・仮設施設整備費	円	
カ 特殊附帯工事費	円	
キ 合計	円	

初度設備の内容

品 目	数量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び 必要理由
			円	円	
計					

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3)財源内訳

ア 国交付金		円
イ 都道府県交付金		円
ウ 設置者負担金		円
(内訳) 一般財源		円
地方債		円
寄付金		円
エ 合計		円

(4)施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 内示年月日
- ウ 契約年月日
- エ 着工年月日
- オ 完成年月日
- カ 事業開始年月日

(5) 平成※※年※※月※※日番号「内閣府所管特別会計交付金に係る財産処分に係る財産処分について」の別添※に規定する抵当権の有無

有 ・ 無

(6)その他参考事項

< 番 号 >  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都 道 府 県 知 事 印

平成 年度子ども・子育て支援整備交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり管内市町村の申請書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 平成 年度子ども・子育て支援整備交付金所要額市町村別内訳表
- 2 平成 年度子ども・子育て支援整備交付金交付申請書  
●●市外 ●市町村分



平成 年度子ども・子育て支援整備交付金交付決定通知書

市 町 村 名

平成 年 月 日<発番>で申請のあった平成 年度子ども・子育て支援整備交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年度子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に規定する事業であり、その内容は平成 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は次のとおりである。  
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。  

事業に要する経費	金	円
交付決定額	金	円
- 3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。
- 4 この交付金は、交付要綱第8条に規定する事項を条件として交付するものとする。
- 5 事業に係る実績報告は、交付要綱第14条に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 年度子ども・子育て支援整備交付金追加交付決定通知書

市 町 村 名

平成 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした平成 年度子ども・子育て支援整備交付金については、平成 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業、その他は「平成 年度子ども・子育て支援整備交付金交付決定通知書」の各項によるものである。
- 2 この補助金の額は次のとおりである。

今回交付決定額	金	円
前回交付決定額	金	円
差引追加額	金	円
- 3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

子ども・子育て支援整備交付金調書

平成 年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計 子ども・子育て支援勘定

市町村名

国	地 方 公 共 団 体						備考				
	歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入				歳出			
				科目	予算現額	収入済額		科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額
(項)地域子ども・子育て支援事業費 (目)子ども・子育て支援整備交付金  主体工事費 解体撤去・仮施設整備費 特殊附带工事費 その他の工事費	円			円	円	円	円	円	円		

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額に応じて、記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目的内訳に係るときは、当該経費の配分を目的内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書( )をもって附記すること。



平成 年度子ども・子育て支援整備交付金による工事進捗状況報告

市町村名

放課後児童クラブ名	設置主体	交付金額 A 円	12月末日 出来高 B	の 高 % C	3月末日までの 出来高 C	の 高 % D	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A × D) 円	備考
合計									

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長

印

平成 年度子ども・子育て支援整備交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 精算額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 3 事業実績報告書 別紙(2)のとおり  
市町村が、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町村へ提出された報告書の事業計画の副本(別紙(2)の様式を準用すること)を添付すること。

(添付資料)

- (1) 市町村及び設置主体の当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料

## 子ども・子育て支援整備交付金精算額内訳

(整備区分:創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備)

(放課後児童クラブの名称)

区分	支出済 総事業費 A 円	対象経費の 実支出額 B 円	寄付金 その他の 収入 C 円	差引額 (A-C) D 円	算定基準 による 算定額 E 円	選 定 額 F 円	国庫補助 基準額 G 円	交 付 所 要 額 H 円	交 付 金 交 付 決 定 額 I 円	交 付 金 受 入 済 額 J 円	差引過 不足額 (H-J) K 円
工 事 費											
工 事 務 費											
解体撤去・仮施設整備費											
特 殊 附 帯 工 事											
(小 計)											
そ の 他 の 工 事 費											
合 計											

(注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。

2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。

3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
(工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)

4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。

5 H欄には、G欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

## 事業実績報告書

## 1 整備対象放課後児童クラブの概要

(1)放課後児童クラブの名称

(2)所在地

(3)事業の目的及び効果

(4)放課後児童クラブの設置主体及び経営主体

(5)利用(1日当たり予定)人員 \_\_\_\_\_ 人

## 2 交付金に係る事業内容

(1)放課後児童クラブの規模及び構造

ア 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

ウ 整備の区分

(創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設整備の別)

(解体撤去整備の有無)

(仮施設整備の有無)

(特殊附帯工事の有無)

(初度設備の有無)

エ 建物の面積 建設面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延べ床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

オ 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)

(2)支出済総事業費内訳

ア 工事費 \_\_\_\_\_ 円 (1m<sup>2</sup>当たり \_\_\_\_\_ 円)

イ 工事事務費 \_\_\_\_\_ 円

ウ (小 計) \_\_\_\_\_ 円

エ その他の工事費 \_\_\_\_\_ 円

オ 解体撤去・仮施設整備費 \_\_\_\_\_ 円

カ 特殊附帯工事費 \_\_\_\_\_ 円

キ 合 計 \_\_\_\_\_ 円

初度設備の内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び 必要理由
			円	円	
計					

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 内示年月日

ウ 契約年月日

エ 着工年月日

オ 完成年月日

カ 事業開始年月日

(4) 平成※※年※※月※※日番号「内閣府所管特別会計交付金に係る財産処分に係る財産処分について」の別添※に規定する抵当権の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写  
直営の場合は、支払領収書の写請負の場合は
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写  
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 契約書(又は請書)の写
- 7 検収調書(又はそれに代わるもの)の写

< 番 号 >  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都 道 府 県 知 事

印

平成 年度子ども・子育て支援整備交付金の事業実績報告書の提出について

平成 年 月 日<発番>により交付された平成 年度子ども・子育て支援整備交付金について、別添のとおり管内市町村の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 平成 年度子ども・子育て支援整備交付金精算額市町村別内訳表
- 2 平成 年度子ども・子育て支援整備交付金事業実績報告書  
●●市外 ●市町村分



< 番 号 >

平成 年度子ども・子育て支援整備交付金交付額確定通知書

市 町 村 名

平成 年 月 日<発番>をもって交付決定した平成 年度子ども・子育て支援整備交付金については、平成 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を金 円に確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。)

※( )内は返還がある場合

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

印

(施行注意)

( )内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

< 番 号 >  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長 印

平成 年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

平成 年 月 日<発番>により交付決定のあった平成 年度子ども・子育て支援整備交付金について平成 年度子ども・子育て支援整備交付金交付要綱第8条クの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額(要国庫補助金等返還相当額)  
金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

「放課後児童クラブ整備費における施設整備の取扱いについて」一部改正新旧対照表（案）

現 行	改 正 後
<p>放課後児童クラブ整備費における施設整備の取扱いについて (新設)</p>	<p>子ども・子育て支援整備交付金における整備の取扱いについて</p> <p>第1 創設及び改築 1. 放課後子ども総合プラン（平成26年7月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）の推進を図るため、小学校敷地内又は隣接地に放課後児童クラブを整備する場合には、以下の全ての要件を満たすこと。 （1）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づき市町村が策定する市町村行動計画に、整備予定の放課後児童クラブ及び文部科学省が所管する放課後子供教室の一体型の目標事業量が記載されており、かつ、当該放課後児童クラブが同一の小学校内等で実施する放課後子供教室と一体的に実施（予定を含む。）されること。 （2）整備予定となっている小学校において余裕教室等の活用が困難であること。 （3）当該市町村において、待機児童が既に発生している又は当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること。 なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成27年厚生労働省令第63号）第9条第1項に規定する専用区画の他に、児童の遊び等のために必要な場を併せて整備することは差し支えない。</p> <p>第2 一部改築（略） 1・2. （略）</p> <p>第3 拡張 次のいずれかに該当する整備を対象とする。ただし、一の支援の単位の児童数が71人以上である放課後児童クラブの整備は補助の対象外とする。 （1）～（3）（略）</p> <p>第4 大規模修繕 1～3. （略）</p>
	<p>第1 一部改築 1・2. （略）</p> <p>第2 拡張 次のいずれかに該当する整備を対象とする。ただし、現在の登録児童数が71人以上である放課後児童クラブの整備は補助の対象外とする。 （1）～（3）（略）</p> <p>第3 大規模修繕 1～3. （略）</p>

第5 特殊附帯工事（資源有効活用整備費）

1. 2 (略)
3. 基準額

要綱別表第1による。

第6 応急仮設施設整備

1. 対象事業

長時間継続する災害により、利用児童の処遇上特に必要と認められる応急仮設施設整備であって、原則として、利用児童の処遇に直接かわるものについては、平成※※年※※月※※日雇児発第※※号雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「放課後児童クラブガイドライン」を満たしていること。

なお、この基準により難しい特別の事情があるときは、その都度、内閣総理大臣に協議するものとする

2. 3. (略)

第7 解体撤去工事費・仮設施設整備工事費

1. (略)

2. 解体撤去工事費

- (1)・(2) (略)
- (3) 基準額

①改築を行うことに伴い既存施設を解体し撤去する場合  
要綱別表第1による。

② (略)

3. 仮設施設整備工事費

- (1)・(2) (略)
- (3) 基準額

①改築を行うことに伴い仮設施設を整備する場合  
要綱別表第1による。

②・③ (略)

第8 財産処分

1. 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定による財産処分については、平成※※年※※月※※日番号「内閣府所管所管特別会計補助金等に係る財産処分について」（以下「財産処分承認基準通知」という。）によるほか、国の補助事業により取得した放課後児童クラブの解体撤去工事費が子ども・子育て支援整備交付金の対象事業となる場合に限り、円滑な財産処分の手続きを進めるため、次による

第4 特殊附帯工事（資源有効活用整備費）

1. 2 (略)
3. 基準額

14,175千円を基準額とする。

第5 応急仮設施設整備

1. 対象事業

長時間継続する災害により、利用児童の処遇上特に必要と認められる応急仮設施設整備であって、原則として、利用児童の処遇に直接かわるものについては、平成19年10月19日雇児発第1019001号雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「放課後児童クラブガイドライン」を満たしていること。

なお、この基準により難しい特別の事情があるときは、その都度、厚生労働大臣に協議するものとする

2. 3 (略)

第6 解体撤去工事費・仮設施設整備工事費

1. (略)

2. 解体撤去工事費

- (1)・(2) (略)
- (3) 基準額

①改築を行うことに伴い既存施設を解体し撤去する場合  
1,250千円を基準額とする。

② (略)

3. 仮設施設整備工事費

- (1)・(2) (略)
- (3) 基準額

①改築を行うことに伴い仮設施設を整備する場合  
1,861千円を基準額とする。

②・③ (略)

第7 財産処分

1. 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定による財産処分については、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（以下「財産処分承認基準通知」という。）によるほか、国の補助事業により取得した放課後児童クラブの解体撤去工事費が放課後児童クラブ整備費の対象事業となる場合に限り、円滑な財産処分の手続きを進めるため、次による

こととする。  
2. 対象となる施設

対象となる施設は、財産処分承認基準通知において、包括承認事項に該当する場合を除き、国の補助事業により取得した放課後児童クラブ（以下「補助財産」という。）であって、老朽化等による補助財産の解体撤去工事が子ども・子育て支援整備交付金の補助事業となつた施設とする。

3. 承認申請書の提出時期

適正化法第22条に規定する補助財産の財産処分（取壊しに限る。以下同じ。）を行おうとする者は、財産処分承認申請書を平成※※年※※月※※日※※番号内閣府事務次官通知の別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の第9条に基づき解体撤去工事に係る補助金の交付申請書の提出日又は解体撤去工事の着工予定日の1か月前のいずれか早い日までに内閣総理大臣に提出することとする。

4. 財産処分の承認

財産処分は、子ども・子育て支援整備交付金の交付決定通知書に併記された財産処分承認通知をもって承認されるものである。

なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。

(1) 市町村が事業を実施する場合

① 本承認は、財産処分承認基準通知※により行うものである。

② 財産処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を内閣総理大臣に提出すること。

(2) 市町村が社会福祉法人等が実施する事業に対し、補助する場合

① 財産処分（取壊し）の承認に当たっては、設置者に対し次の条件を付さなければならない。

ア 本承認は、財産処分承認基準通知※により行うものである。

イ 財産処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を市町村の長に提出しなければならない。

② ①のイにより財産処分の完了報告を受けたときは、速やかに関係書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

5. 仮施設に係る財産処分の取扱い

第7の3により仮施設整備工事費の補助を受けた仮施設について、交付要綱の第9条に基づき交付申請書に記載された期間を経過し

こととする。  
2. 対象となる施設

対象となる施設は、財産処分承認基準通知において、包括承認事項に該当する場合を除き、国の補助事業により取得した放課後児童クラブ（以下「補助財産」という。）であって、老朽化等による補助財産の解体撤去工事が放課後児童クラブ整備費の補助事業となつた施設とする。

3. 承認申請書の提出時期

適正化法第22条に規定する補助財産の財産処分（取壊しに限る。以下同じ。）を行おうとする者は、財産処分承認申請書を昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知の別紙「放課後児童クラブ整備費交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の9に基づき解体撤去工事に係る補助金の交付申請書の提出日又は解体撤去工事の着工予定日の1か月前のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出することとする。

4. 財産処分の承認

財産処分は、放課後児童クラブ整備費の交付決定通知書に併記された財産処分承認通知をもって承認されるものである。

なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。

(1) 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が事業を実施する場合

① 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の1の(1)により行うものである。

② 財産処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を厚生労働大臣に提出すること。

(2) 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が民間の実施する事業に対し、補助する場合

① 財産処分（取壊し）の承認に当たっては、設置者に対し次の条件を付さなければならない。

ア 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の2の(1)により行うものである。

イ 財産処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは市区町村の長に提出しなければならない。

② ①のイにより財産処分の完了報告を受けたときは、速やかに関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

5. 仮施設に係る財産処分の取扱い

第6の3により仮施設整備工事費の補助を受けた仮施設について、交付要綱の9に基づき交付申請書に記載された期間を経過したも

たものは、適正化法第22条に規定する財産処分の手続は要しないものとする。

#### 第9 繰越しによる事業内容の変更申請手続

1. 対象となる事業

対象となる事業は、交付要綱に基づく子ども・子育て支援整備交付金の交付を受けた整備であって、当該補助金の補助を受けた会計年度内に完了することが困難となったため、交付要綱第8条(1)工により内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならない整備事業とする。

2. 変更申請の手続き

(1) 事前の報告

交付要綱による交付金の交付を受けた整備事業が会計年度内に完了しないと認められたときは、交付金の歳出予算繰越手続を進め、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第24条に基づく繰越計算書(「繰越しを必要とする理由」を明記すること。)を財務省財務局(福岡財務支局、沖縄総合事務所を含む。以下同じ。)長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて内閣総理大臣あて報告すること。

(2) 変更申請書の様式及び提出時期

財務省財務局長より交付金の歳出予算に係る翌年度への繰越しの承認があったときは、別紙の様式による変更申請書を当該繰越承認通知を受理した日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(3) 変更申請書提出後の報告

繰越額確定計算書を財務省財務局長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて内閣総理大臣あて報告すること。

3. その他の留意事項

(1) (略)

(2) 前年度から繰越整備事業について、特別な事情により、更に繰越しが必要となると認められたときは、速やかに内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならないものとする。

第10 その他

1. 競争契約における最低制限価格制度の取扱い

(1) 最低制限価格の設定については、市町村が実施する公共工事等の契約手続に準拠し、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合に設定できるものである。

のは、適正化法第22条に規定する財産処分の手続は要しないものとする。

#### 第8 繰越しによる事業内容の変更申請手続

1. 対象となる事業

対象となる事業は、交付要綱に基づく放課後児童クラブ整備費の補助を受けた整備であって、当該補助金の補助を受けた会計年度に完了することが困難となったため、交付要綱の8の(4)により厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない整備事業とする。

2. 変更申請の手続き

(1) 事前の報告

交付要綱による補助金の補助を受けた会計年度内に整備事業が完了しないと認められたときは、補助金の歳出予算繰越手続を進め、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第24条に基づく繰越計算書(「繰越しを必要とする理由」を明記すること。)を財務省財務局(福岡財務支局、沖縄総合事務所を含む。以下同じ。)長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて厚生労働大臣あて報告すること。

(2) 変更申請書の様式及び提出時期

財務省財務局長より補助金の歳出予算に係る翌年度への繰越しの承認があったときは、別紙の様式による変更申請書を当該繰越承認通知を受理した日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 変更申請書提出後の報告

繰越額確定計算書を財務省財務局長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて厚生労働大臣あて報告すること。

3. その他の留意事項

(1) (略)

(2) 前年度から繰越整備事業について、特別な事情により、更に繰越しが必要となると認められたときは、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならないものとする。

その他

1. 競争契約における最低制限価格制度の取扱い

(1) 最低制限価格の設定については、都道府県市が実施する公共工事等の契約手続に準拠し、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合に設定できるものである。

- (2) 交付事業等を行う社会福祉法人等が特に必要と認め、最低制限価格を設定する場合は、市町村が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額とする。
- (3) (略)
2. 契約の相手方等からの寄付金等の取扱い
- (1) 子ども・子育て支援整備交付金費の交付の条件として、地方公共団体以外の者（以下「社会福祉法人等」という。）が放課後児童クラブの整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (2) ・ (3) (略)

- (2) 交付事業等を行う社会福祉法人等が特に必要と認め、最低制限価格を設定する場合は、都道府県市が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額とする。
- (3) (略)
2. 契約の相手方等からの寄付金等の取扱い
- (1) 放課後児童クラブ整備費の交付の条件として、地方公共団体以外の者（以下「社会福祉法人等」という。）が放課後児童クラブの整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (2) ・ (3) (略)